

沖縄県介護支援専門員協会
宜野湾支部連絡会
会長 川満 大輔 殿

宜野湾市長 松川正則
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

平素は、本市の介護保険事業の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

みだしのことについて、厚生労働省老健局老人保険課より発出された通知（令和 2 年 4 月 7 日付け事務連絡）を受け、令和 2 年 4 月 17 日付け宜健介第 101 号「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」で本市の取扱いを通知したところですが、現在の新型コロナウイルス感染状況を鑑み、感染拡大防止を図る観点から、下記のとおり、再度、適用する取扱いといたしますのでお知らせします。

なお、今後の状況によっては、取扱いの変更を行う場合がございます。変更があった場合は改めてお知らせするとともに本市のホームページに随時掲載いたしますのでご確認ください。

1. 要介護（要支援）更新申請の有効期間の延長について

施設入所、病院入院中、在宅のすべての被保険者の更新申請において、新型コロナウイルス感染症の影響により面会が困難な場合においては、申請書と一緒に「調査希望・期間延長」を提出することにより、認定調査を行うことなく、要支援・要介護認定の有効期間を 12 ヶ月延長します。

※認定調査員による面会が可能な場合や、面会禁止であっても施設職員による立会いが可能な場合は、従来通り認定調査を行うことが基本です。

※面会が困難な場合とは

- ・被保険者、同居する方が感染もしくは感染の疑いがある場合
- ・施設、病院等において面会禁止の措置がとられている場合
- ・在宅等で、感染リスクを避ける観点から、訪問調査を受けたくないご意向がある場合
- ・認定更新に必要な病院受診ができない場合 等

2. 手続き及び対象者について

(1) 更新申請の手続きをされた方が対象となりますので、申請手続きは必ず行ってください。申請は、郵送申請にご協力ください。

※対象者：申請書を提出された更新申請対象者の方（有効期限が 8 月末日、9 月末日）

10 月末日に有効期限満了となる対象者については、今後の感染状況等を勘案し、改めてお知らせします。

(2) 新規・区分変更申請は、臨時的な取扱いの対象となりませんのでご注意ください。

宜野湾市役所 介護長寿課
認定担当 與儀・國頭
098-893-4411 (193.169)